

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和5年8月17日

東広島市長 高垣 廣徳

1 入札に付する事項

(1) 物品・委託役務の名称	令和5年度コピー用紙（下半期 単価契約）（全庁分）
(2) 物品・委託役務管理番号	18050058
(3) 物品委託役務内容	令和5年度下半期に東広島市役所及び支所・出張所ほかで使用するコピー用紙の購入。
(4) 納入・履行期間	令和5年10月1日から令和6年3月31日まで
(5) 納入・履行（就業）場所	東広島市役所及び支所・出張所ほか
(6) 予定価格	非公表
(7) 最低制限価格	なし
(8) 入札方式	一般競争入札
(9) 入札区分	紙入札
(10) 使用する契約約款	物品売買契約約款（単価）
(11) 契約種別	複数単価契約
(12) 収入印紙	不要

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	令和3年1月1日～令和6年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	買入れ・製作
イ	法令等による登録等	問わないものとする。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	東広島市内に本店を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	令和元年8月26日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2（1）のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

- 入札書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第4号）によらず、本公告において定める様式「複数単価契約入札書（令和5年8月17日公告・令和5年度コピー用紙（下半期 単価契約）（全庁分）」とする。
- 消費税に係る課税事業者にあつては、「単価」の欄の記載金額は、消費税及び地方消費税の額を含まない整数の額とする。なお、契約単価も同様とする。
- 消費税に係る免税事業者にあつては、「単価」の欄の記載金額は、契約希望単価の110分の100に相当する整数の額とする。ただし、当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を契約単価とする。
- 「単価×発注予定数量」の欄には、単価と発注予定数量を乗じて計算した額を記載すること。
- 「入札金額（合計）」の欄には、「単価×発注予定数量」に記載した金額の合計を記載すること。
- 上記（1）から（5）までによらない入札書は、その入札を無効とする。

4 日程等

手続き等	期間・期日等	場所・留意事項
ア 公告日	令和5年8月17日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「6 問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	令和5年8月17日～ 令和5年9月6日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無：無
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係）により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	令和5年8月17日～ 令和5年8月24日 (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 総務部 契約課（発注担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 電話番号 082-420-0930 /ファックス番号 082-431-0077 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ 回答書閲覧期間	令和5年8月29日～ 令和5年9月6日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ 入札期間	令和5年9月4日～ 令和5年9月5日 (午前9時00分～午後5時00分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	令和5年9月6日 午前9時40分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

(1) 提出書類

書類の区分	提出書類 (○印)	備考
ア 入札参加資格確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他		

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）
電話番号 082-420-0930
ファックス番号 082-431-0077

仕 様 書

1 物品の名称

令和5年度コピー用紙（下半期 単価契約）（全庁分）

2 納入期間

令和5年10月1日（日）から令和6年3月31日（日）まで

3 規格及び品質

(1) できるだけ環境への負荷が少ないものとし、以下の条件の全てを満たすもの

ア 白色度が80%以上であるもの

イ 古紙配合70%以上であるもの

ウ 坪量は64g/m²から68g/m²までとし、複写機に紙詰まり等が発生しにくいもの。

エ 環境物品等の調達に関する基本方針（令和5年2月変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に規定する総合評価値が80以上であるもの。また、受注者は、契約締結後速やかに、総合評価値を確認できる書類を提出すること。

(2) 1箱の入数

「4 参考数量」に示すとおり。

4 参考数量

品番	品名	参考数量	単位	発注実績 (R2 下半期)	発注実績 (R3 下半期)	発注実績 (R4 下半期)
01	A4（1箱2,500枚入り）	2,795	箱	2,709	2,612	3,062
02	A3（1箱1,500枚入り）	321	箱	296	316	351
03	B5（1箱2,500枚入り）	10	箱	15	7	7
04	B4（1箱2,500枚入り）	8	箱	12	4	8

※ 参考数量は見込み数量であり、発注数量を保証するものではありません。

5 納入期限

発注日の翌日から起算して4日以内（土・日・祝日は除く）とする。

6 発注単位

1か所1回あたりの発注単位は、B5サイズ、B4サイズ、A4サイズ、A3サイズの各種類を合わせて、5箱以上とする。

ただし、複数の所属と合計して5箱となるように発注する場合がある。

7 発注方法

随時、発注票をファクシミリで送信するので、受注者は毎週水曜日に発注票をとりまとめ、発注票の内容に従うこと。発注日は毎週水曜日（発注日が東広島市の休日を定める条例（平成元年条例第6号）第1条第1項に規定する休日（東広島市役所の閉庁日）に当たる場合は、その翌開庁日）とする。

なお、最終発注日は令和6年3月20日（水）とする。

ただし、令和5年内の発注は同年12月20日（水）とし、令和6年の発注は同年1月10日（水）からとする。

8 納入場所

市役所本庁舎（本館及び北館）の各所属、消防局、黒瀬支所、福富支所、豊栄支所、河内支

所、安芸津支所、八本松出張所、志和出張所、高屋出張所、園芸センター、出土文化財管理センター、東広島北部学校給食センター、西条学校給食センター、東広島学校給食センター、安芸津学校給食センター、その他東広島市内の市の施設（ただし、別発注の学校・保育所分を除く）

9 納入時の提出書類

納入毎に納品書を各発注課に提出すること。また、1回の発注で複数作成が必要な場合は、発注者の指示に従い作成し、提出すること。

納品書の記載金額は消費税及び地方消費税（以下「消費税額」という。）を含まないものとする。

10 請求書の提出先

発注課での検査合格後、納入日の属する月の翌月に速やかに東広島市会計管理室会計課（以下「会計課」）へ提出すること。ただし、下水道部（下水道管理課、下水道建設課、下水道施設課）納入分については、下水道部下水道管理課（以下「下水道管理課」）へ提出すること。

11 契約単価

契約単価は、消費税額に係る課税事業者にあつては入札書記載金額（単価）とし、消費税額に係る免税事業者にあつては入札書記載金額（単価）に当該額の100分の10を乗じて計算した額（当該額に円単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算した額とする。

12 請求書について

会計課又は下水道管理課へ提出する請求書は暦月ごとの履行数量を1通にまとめ、次の事項を記載すること。

- (1) 請求書の発行日
- (2) 受注者の氏名・代表者職氏名及び使用印鑑
- (3) 請求先名「東広島市役所会計課」又は「東広島市役所下水道管理課」
- (4) 請求件名「〇月分コピー用紙代一式」
- (5) 品番ごとの契約単価に当該納入月分の履行数量を乗じて計算した額の合計額。ただし、消費税額に係る課税事業者にあつては当該合計額に10パーセントを乗じて計算した額（当該額に円単位未満の端数があるときはその額を切り捨てた額）を消費税額として記載し、先の合計額と消費税額を合計して計算した金額を総合計として記載すること。

13 その他の提出書類

請求書の提出と合わせて、次の書類を会計課又は下水道管理課に提出すること。

- (1) 請求内訳書（品名ごとの納品数、契約単価及びその合計金額を記載したもの。なお、消費税額に係る課税事業者にあつては、請求内訳書の記載金額は消費税額を含まないものとする。）
- (2) 納品場所における月ごとの納品日、納品内容（サイズ、納入数量、金額）が確認できるもの。（納品書の写しでも可とする。）

14 問い合わせ先

東広島市 総務部 契約課 物品役務係

電話（082）420-0930

FAX（082）431-0077